

農業農村工学会東北支部賞授賞規則

(趣 旨)

第1条 農業農村工学会東北支部（以下支部という）の活動を盛んにし、農業農村工学に関する学問及び技術の発展に寄与するため、本規則を設けて支部賞の授賞を行う。

(支部賞の種別)

第2条 支部賞の種別は、次の3つとする。

優秀賞：支部研究発表会において、その研究内容が農業農村工学に関する学問又は技術の発展に寄与するところが大きいと認められる発表を行った者に授与する賞である。

研鑽賞：支部研究発表会及び東北支部管内における農業農村工学会大会講演会において、多年にわたり積極的に研究成果を発表した者に授与する賞である。

奨励賞：支部研究発表会において、優れた研究成果を発表し、将来の活躍が期待される若手会員に授与する賞である。

(授賞の範囲)

第3条 優秀賞は、前条にかなう発表を行った支部会員又は支部会員の属する組織に授与する。

- 2 研鑽賞は、前条にかなう発表を行った支部会員に授与する。
- 3 奨励賞は、前条にかなう発表を行った支部会員に授与する。
- 4 大学及び旧国立研究機関に所属する会員（教職員）は、支部賞の授賞の対象から除く。なお、大学等を定年退職した会員もこれに準ずる。

(授賞審査委員会)

第4条 第2条に定める賞を選考するため、審査委員会（以下委員会という）を置く。

- 2 委員会の委員は、支部に属する大学、旧国立研究機関の研究者及びそれ以外の支部役員の中から、支部長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は、委員の中から、支部長が指名する。
- 4 委員長は、支部長に審査結果を報告し、賞の候補者を推薦する。

(賞の決定)

第5条 支部長は、前条4項により推薦された候補者を、支部代表幹事会に諮り、受賞者を決定する。

(賞の授与)

第6条 前条により決定された受賞者に対し、発表に係る年度の次回の授賞式において、支部賞を授与する。

(規則の変更)

第7条 本規則の実施については実施細則による。本規則の改正については、支部代表幹事の議を経なければならない。

(規則外の事項)

第8条 本規則の定めるもの以外の支部賞の授賞に関する事項は、支部代表幹事会において定める。

附 則

1. 農業土木学会東北支部表彰要領（昭和54年10月24日制定）を改訂し、この規則に改める。
2. この規則は、昭和55年9月20日から施行する。
3. この規則は、昭和59年10月22日から一部改正する。
4. この規則は、平成9年5月28日から一部改正する。
5. この規則は、平成10年5月28日から一部改正する。
6. この規則は、平成19年7月30日から一部改正する。
7. この規則は、平成21年3月24日から一部改正する。
8. この規則は、平成23年3月7日から一部改正する。

農業農村工学会東北支部賞授賞規則実施細則

(目 的)

第1条 この細則は、農業農村工学会東北支部賞授賞規則（以下「授賞規則」という）にもとづく事項の実施について必要と認める事項を定めることを目的とする。

(優秀賞の基準と授賞範囲)

第2条 優秀賞は、当該年度に東北地方において農業農村工学の学問及び技術水準の向上に寄与する内容の発表を行った者に授与する。

- 2 この賞は、原則として毎年3件以内を選考する。
- 3 大学及び旧国立研究機関に所属する会員（教職員）とこれらに属さない会員の連名発表の場合は、本賞の対象から除くものとする。
- 4 賛助会員は、支部所属ではないが、本支部で発表を行った場合、その発表に関して支部会員とみなされ、この賞の対象となりうる。
- 5 個人（単数または複数）発表の授賞は、その中に含まれる支部会員全員に対して行われる。組織による発表の場合もこれに準ずる。

(研鑽賞の基準と授賞範囲)

第3条 研鑽賞は、多年にわたり農業農村工学の研鑽とその発表を重ねた者に授与する。

- 2 この賞は、同一会員（単数）が支部研究発表会及び東北支部管内で開催される農業農村工学会大会講演会において、通算5回の発表を行った次回に、該当会員に授与する。
- 3 この賞は、1度5回に達しても、以降において再び通算5回に達した場合は再度授与される。
- 4 同一年度に2課題以上発表した場合は、これを発表1回とみなす。
- 5 個人連名（大学及び旧国立研究機関に所属する会員（教職員）との連名を含む）の発表については、連名各会員に対し、それぞれ発表を1回とみなす。

(奨励賞の基準と授賞範囲)

第4条 奨励賞は、当該年度の支部研究発表会において、独創性や将来性に富む技術の開発に寄与できると予測される研究を発表した35歳以下の者（発表する前年度の3月31日現在。また連名発表の場合トップネームで発表した者に限る。）に授与する。

- 2 この賞は、原則として毎年若干件を選考する。

(授賞審査委員会)

第5条 授賞審査委員会の委員は、支部に属する大学及び旧国立研究機関から6名、支部役員から3名（農政局から1名、支部に属する県から2名）の計9名とし、支部長が指名し、委嘱する。その際支部長は、委員の専門分野が偏らないよう配慮する。

- 2 支部長は、委員の中から委員長を選んで指名する。
- 3 委員の委嘱並びに委員長の指名は、支部研究発表の1ヶ月以上前に行う。
- 4 委員長並びに委員の任期は、その委嘱又は指名を受けた日から支部総会で審査報告の行われる日までとする。
- 5 委員の再任は妨げない。

(優秀賞の選考)

第6条 支部長は、委員長に委員の氏名並びに支部研究発表会のプログラム(発表課題名・発表者・発表会場・発表時間)を通知する。

- 2 委員長は、前項の通知にもとづき、委員と連絡協議して、研究発表をなるべくもれなく聴講し、適確に評価できるように、各委員の聴講分担を定める。
- 3 委員長は、支部研究発表会の当日、事前に委員会を開催し、審査方針等について委員の共通の了解を図るものとする。
- 4 支部長は、研究発表会の座長を委嘱する際に、座長が司会を行った研究発表の中から、優秀賞の授賞に価すると考えられる発表があればそれを選出し、その簡単な推薦理由を附して支部長に報告することを、併せて依頼するものとする。
- 5 支部事務局は、委員長、委員、座長に、講演要旨集、本規則、本実施細則を、支部研究発表会の1週間以上前に送付する。
- 6 座長は、本条第4項の推薦書を、支部研究発表会后1週間以内に支部長へ送付し、支部事務局はこれを速やかに委員長並びに委員に送付する。その際座長が必要と認めるときは、専門家の意見を聴取して付記することができる。
- 7 委員は、講演要旨集の検討と発表の聴講にもとづき、座長や会員の意見等を参考にして、3件程度の課題を優秀の順に順位をつけ、それぞれの推薦理由を付記した推薦書を委員長に提出する。
- 8 委員長は、委員からの推薦にもとづき委員と連絡協議して、候補者を定める。委員長は、当該年の年度末までに、支部長に候補者とその選考

理由並びに審査経過を文書で答申する。

- 9 委員長は、その推薦した候補者が諮られる支部代表幹事及びその授賞式において、選考理由と審査経過を報告する。

(研鑽賞の選考)

第7条 研鑽賞の選考作業は支部事務局が行い、支部事務局は本細則第3条第2項及び第3項に定められた、その年度のこの賞の受賞資格者の氏名、発表課題、発表年度等を、委員長並びに委員に資料として提出する。

- 2 前項の資料は、前条第6項の優秀賞に係る座長の推薦書を支部事務局から送付する際に同封する。

- 3 委員長は、支部事務局から提出された資料を委員と連絡協議して、研鑽賞受賞候補者とその受賞資格を確認する。委員長はこの確認結果を当該年の年度末まで支部長に文書で答申する。

(奨励賞の選考)

第8条 第6条に準じて行うものとする。

(受賞者の資格の確認)

第9条 支部長は、委員長から推薦された優秀賞、研鑽賞及び奨励賞の授賞候補者について、授賞規則第2条又は第3条に定められた受賞資格を確認し、その結果を賞の決定を行う支部代表幹事会に諮る。

(賞の授与)

第10条 受賞者の決定までは、賞の候補者とその課題について公表を行わない。

- 2 支部代表幹事会において受賞者が決定された場合、支部長は速やかにその者に受賞決定を通知するとともに、授賞式の場所と日時を知らせて、出席を要請する。

- 3 受賞者に対しては次回の授賞式において所定の賞状及び副賞を授与する。

(賞状および副賞)

第11条 賞状の種類及び様式は、別記に定めるとおりとする。なお、副賞として記念品を贈呈する。

附 則

1. 農業土木学会東北支部表彰要領運用細則（昭和54年10月24日制定）を改訂し、この実施細則に改める。
2. この実施細則は、昭和55年9月20日から施行する。
3. 第1回から第27回支部研究発表会の期間に、通算5回の発表回数に達した会員への研鑽賞の受賞は、昭和56年度授賞式において行う。なお、この期間における発表回数は、支部会員の資格で行ったものとみなす。
4. この実施細則は、昭和59年10月22日から一部改正する。
5. この実施細則は、昭和60年10月16日から一部改正する。
6. この実施細則は、平成9年5月28日から一部改正する。
7. この実施細則は、平成10年5月28日から一部改正する。
8. この実施細則は、平成19年5月15日から一部改正する。
9. この実施細則は、平成19年7月30日から一部改正する。
10. この実施細則は、平成21年3月24日から一部改正する。
11. この実施細則は、平成23年3月7日から一部改正する。
12. この実施細則は、平成27年2月16日から一部改正する。